

以下の内容をよくお読みになり、署名捺印のうえ、申請書と一緒に提出ください。

〈入所申込について〉

1	入所申込みのご案内（付属書類含む）は全て読み、理解したうえで、入所申込しているものとして扱います。
2	申込後に保護者の就労状況や家庭状況等に変更が生じた場合は速やかにご連絡ください。 選考に影響するような変動があったり、申込内容が事実と異なると判明した場合は、入所内定や決定の取消、または退所となることがあります。 また、緊急入所が必要な世帯が生じた場合は、それに応じて選考順位が入れ替わるため内定取消となることがあります。
3	申込受付締切日までに提出された書類によって選考を行います。締切後に提出された書類は、次回の選考に反映します。 書類不備の場合は審査の対象になりません。また、書類の改ざんが認められる場合は虚偽申請とみなし一切の入所調整を行いません。

〈入所内定について〉

4	入所内定は、決定通知（承諾通知）ではありません。 入所内定後は、必ず児童面接を受けてください。所定の期日（おおむね入所内定月の前月の20日）までに施設で児童と一緒に面接を受けることが入所の条件となります。 面接を受けない場合や、面接時に集団保育不可と判断された場合は内定取消となることがあります。
5	入所内定できなかった方へは、希望月にのみ入所保留通知を送付します（希望月の前月上旬に発送）。 希望月以降も有効期限内に限り引き続き選考を行いますが、保留通知送付や連絡はありません。
6	入所内定は辞退することが可能です。2回辞退したとき、または所定の期日（おおむね入所内定月の前月の15日）を過ぎて辞退した場合は、入所申込取消となり、選考継続を希望する場合は改めて入所申込が必要となります。
7	育児休業復帰予定として申し込んでいる方は、入所月の月末までに復職することが条件となります。復職後に就労証明書を提出してください。 復職せずに退職（または転職）したり、復職後に就労時間が減少した場合（育児短時間勤務を除く）、選考点が変わるため退所となることがあります。また、復職せずに育休を取り続けた場合は退所となります。
8	採用予定として申し込んでいる方は、入所月の月末までに就労開始することが条件となります。就労開始後に改めて就労証明書を提出してください。就労しなかった場合は選考点が変わるため退所となることがあります。
9	転所内定の辞退は可能ですが、元の保育所等に戻ることはできません（転所により空いた枠に待機者が入所内定するため）。 転所の必要がなくなった場合は必ず申込取り下げの連絡をしてください。
10	那覇市へ転入予定として申し込んでいる方は、入所内定月の前月24日までに那覇市へ転入できなかった場合は内定取消となります。
11	発達保育希望で申し込んでいる方は、希望先の施設に職員配置を整えていただくように調整します。ただし、希望する施設に必ず入所できるものではなく、職員の状況や希望者数によって受け入れができないことがあります。

〈天久みらいこども園、大道みらいこども園へ入園または転園する0～2歳クラスの児童〉

12	こども園に隣接する小学校の校区外に在住する児童は2歳クラスまでの進級となります。3歳クラス以降も在園を希望する場合は、毎年度入園申込が必要です。 ★公立・公私連携認定こども園2次受付：令和2年11月24日～26日予定（定員に余裕のある場合のみ募集） *小学校区内に在住する児童は、3歳クラスへ進級できます。 *小学校区は「入所申込みのご案内」の校区一覧（P43～47）で確認してください。 （天久みらいこども園：天久小学校区、大道みらいこども園：大道小学校区）
----	--

《受付担当者記入欄》

申込年月日： \_\_\_\_\_ No. \_\_\_\_\_

第1希望： \_\_\_\_\_

選考点数： \_\_\_\_\_ 点（第1希望以外： \_\_\_\_\_ 点）

申込有効期限

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 ~ 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月まで

年度内で申込継続希望の方は 令和3年 / \_\_\_\_\_ までに書類を提出してください。

入所申込みのご案内（付属書類含む）は全て読み、理解したうえで、上記項目についても確認しました。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者氏名

